

今月のトピックス

平成 29 年 12 月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

【特定（産業別）最低賃金の改定について】

産業別最低賃金は、最低賃金審議会が調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されます。

都道府県	地域別最低賃金	業種	特定最低賃金	引上額	発効年月日
東京都	958	改定無し（地域別最低賃金と同じ）	—	—	—
神奈川県	956		—	—	—
埼玉県	871	各種商品小売業	改定無し（地域別最低賃金と同じ）	—	—
		非鉄金属製造業	904	20	H29.12.1
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	917		
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	909		
		輸送用機械器具製造業	918		
		自動車小売業	916		
栃木	800	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、 医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、 医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	869	13	H29.12.31
		自動車・同附属品製造業	875	24	H28.12.31
		塗料製造業	904	—	
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	851		
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	851		
		各種商品小売業	817		

職業紹介の機能強化及び求人情報等の適正化（職業安定法）

平成 30 年 1 月 1 日より、ハローワークや求人情報サイト等で募集情報適正化等のために講ずべき措置を大臣告示で定めることとするとともに、虚偽の求人申し込みは罰則の対象となります。

- ① 職業安定法第 65 条 8 号「虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者は 6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する」
- ② 労働基準法第 15 条 2 項「法 15 条 1 項の労働条件の明示の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる」
- ③ その際に、就業のために住居を変更した労働者が 14 日以内に帰郷する際の必要な旅費を使用者が負担しなかった場合には 30 万円以下の罰金に処する。

※弊社冬季休業は 12 月 29 日（金）から 1 月 4 日（木）となりますので、ご了承下さい。